第9巻第4号<通巻47号>　平成11年7月30日発行

ISSN 0917-821 X

緑の地球

47

Vol. 9 - 4

財団法人
国際緑化推進センター

ITTO理事会で森林の経営状況を把握するマニュアルを採択

国際熱帯木材機関（ITTO）の第26回理事会が、5月28日から6月3日までの6日間、タイのチェンマイで開かれた。マレーシア、ブラジル、ガボンなどの熱帯木材生産国および日本、米国、欧州連合（EU）などの消費国合わせて36カ国1地域の政府代表のほか、オブザーバーとしてベトナムなどの非加盟国3ヵ国および国連食糧農業機関（FAO）など関係国際機関、木材業界団体、NGO等が参加した。

理事会では10件の決議を採択した。このうち、熱帯林の持続可能な経営の基準・指標を用いて森林の経営の状況を把握するマニュアルが採択されたが、これは今後、各国の森林経営の状況把握に利用していくことになった。

また、今後、加盟国の「2000年目標」に向けた取り組みの進捗状況を取りまとめ、来年5月に予定されている第28回理事会で評価することになった。その際、ITTOの取り組みの評価も合わせて行う。

このほか、既存の森林認証制度などの分析を行い、これを踏まえて、熱帯林の経営を審査・評価するシステムを開発するための研究に取り組むことになった。

なお、ITTO創立以来事務局長を務めてきたマレーシアのフリーライザー氏が、3月に勇退。これにともなう次期事務局長の選出について、各国政府から9月14日までに1名の候補者推薦を受け、9月30日までに選考委員会を開いて審査し、第27回理事会（本年11月）で審議することになった。合意に至らない場合は、特別選挙によって選出する。

モデル森林に関する第3回国際ワークショップ、10月に群馬県で

今年3月に三重県で開催した「モデル森林の推進に関する第2回国際ワークショップ」に続く第3回会合が、10月19日～23日の5日間、前橋市の群馬県庁で開かれることが決まった。

第3回ワークショップでは、森林の有する公益的機能を維持、推進する上で必要な森林の取り扱いとその取り組み方について、①関係者のさまざまな立場や違いをいかに調整するか、②そのために必要なパートナーシップをどのように構築していくか、といった視点から検討していく予定。

進め方としては、群馬県内で森林の公益的機能発揮のために取り組まれている事例を検討材料として取り上げる。尾瀬、水上周辺の貴重な生態系保護、水源かん養、保健文化等の機能について、その取り扱いと、行政、住民、研究者、民間企業、NGO、下流域居住者等の関わり合いの現状を題材に、今後各国がモデル森林を通じて取り組むべき活動、さらにはモデル森林間のネットワークのあり方について意見を交換する。

日程予定は、10月19日が基調講演などを含む全体会合、20日、21日の2日間は、2グループに分かれて尾瀬周辺、川場村をケーススタディーとして視察。22日にケーススタディーの結果を取りまとめて発表、23日の最終日に、ネットワークのあり方、またモデル森林の取り組み成果を全国レベルの土地利用政策に反映させるための手法などについて検討する。全体討議を行って総合的な取りまとめを行う。

ワークショップは林野庁と群馬県が主催し、国連食糧農業機関（FAO）、カナダ国際モデル森林ネットワーク（IMFN）事務局が協賛する。

アジアを中心とした約20ヵ国、FAOなど関係国際機関、NGOなどから、約100名（国内からは50名）の参加を見込んでいる。

JICAがベトナム、インドネシアで林業協力に向けた調査

国際協力事業団（JICA）が、ベトナムとインドネシアで7月、今後の林業協力に関する調査を開始した。無償資金協力案件としての妥当性を検証し、最適な計画内容、規模などについて検討した上で、基本設計を行うことを目的としたもの。

ベトナムでの調査は、中南部海岸防砂林植林計画基本設計調査。

同国中南部の海岸地域は主に砂地であることから、毎年台風シーズンに強風、飛砂などによって農作物や地域の施設などが被害を受け、住民生活にも影響が及んでいる。ベトナム政府はその対策として、わが国に約1万㌶の防砂林の植林、完成後の防砂林維持管理用の機材（トラックやオートバイなど）調達を内容とした無償資金協力を要請している。調査は来年2月まで行われる。

一方、インドネシアでの調査は、国立公園における森林火災跡地回復計画基本設計調査。

対象の国立公園は、東カリマンタン州のクタイ国立公園とランプン州のワイカンパス国立公園で、ともに1997年以降の森林火災で大きな被害を受けた。インドネシア政府は、貴重な森林資源および生態系の保全を図る上から、両国立公園火災跡地回復のための植林と、今後の森林火災に対する予防対策の実施を緊急な課題として取り上げている。

同国政府のわが国に対する無償資金協力の要請は、クタイ国立公園の200㌶、ワイカンパス国立公園の300㌶を対象とした植林事業と、森林火災予防・初期消火用機材の調達について。調査期間は、7月から来年3月まで。

いずれも外部のコンサルタント等に委託され、調査報告書は来春提出される。

日本環境協会を全国地球温暖化防止活動推進センターに指定

環境庁は、7月1日付で、（財）日本環境協会（東京虎ノ門・大西孝夫理事長）を「全国地球温暖化防止活動推進センター」として指定した。これは、昨年10月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律で全国および各都道府県「地球温暖化防止活動推進センター」創設が決められたことに基づくもの。

環境庁ではこれに先立ち、同センターの事業・運営等のあり方に関する検討会（座長：安原正・さくら総研特別顧問）を設置、2月から検討を重ね、5月にその報告書を発表した。

それによると、指定された全国および都道府県の法人は、独立した組織として同センターを内部に設け、ライブラリーのような情報センターと活動支援拠点機能を備えることとなる。

全国センターとしての全国地球温暖化防止活動推進センターは、地球温暖化防止に関する広範なデータベースの構築を行い、常に情報刷新を行いながら、そのデータベースをライブラリーとして公開するなどの情報収集・提供ならびに政策や対策、各種評価手法の標準化などの調査研究などを行う。また当面は、今後、全国の都道府県単位に開設される地球温暖化防止活動推進センターの立ち上げ支援を行うことになる。

●目次●

国際緑化ニュース …… 1
レポート ＜IFF第3回会合＞ …… 3
ニュース特集 …… 5
＜気候変動枠組条約補助機関会合でCOP6へ向けた作業計画策定＞
トピックス …… 7
NGO紹介＜（財）キープ協会＞…… 8
ワールドレポート …… 9
＜パラグアイ：森林の減少と回復への取り組み＞
Green Earth 講座 …… 11
＜SOFO1999の概要（その1）＞
センターの活動…… 13
基金へのご協力／その他の情報 …… 14

表紙写真：ミャンマー中央乾燥地域の村で、チャッカリ（砂糖ヤシ）の木から樹液を採集中。樹液は煮詰めて砂糖にする　＜写真／国際緑化推進センター＞

●森林に関する政府間フォーラム（IFF）第3回会合レポート

空回りに終始した森林経営の国際的取決め協議

林野庁計画課海外林業協力室　永目伊知郎

アルプスの嶺々の残雪が美しいジュネーブにて、5月3日より14日まで開催された「森林に関する政府間フォーラム（IFF）」第3回会合には、約60ヵ国及び多数の国際機関、NGOの参加があった。

IFFは、森林問題に関して現在行われている国家間レベルでの最大の議論の場であり、それなりに進展が見られた分野もいくつかあるが、従来から隔たりの大きい「資金問題」、「技術移転」等に関しては、依然そのままであった。

今回本格的議論が期待された「（持続可能な森林経営を行うための）国際的取り決め及びメカニズム」（カテゴリーⅢ）については、各国よりそれぞれの基本的立場・見解の表明はなされたが、実質的な意見交換に基づく最終報告書案（次回会合にて取りまとめられ、採択される）作りの機会はなかった。その背景には、本件についての各国の立場は、先進国と途上国間ばかりでなく、先進国間、また途上国間でもそれぞれ大きく異なっていることが挙げられよう。（特に、最近の途上国を取り巻く経済・政治情勢の変化の荒波がここにも押し寄せてきている）。さらには、事務局を含めた共同議長等運営陣の議事運営・調整能力の限界を示しているとも云える。

全体的にこれまでの議論の繰り返し（deja vu = already seen）が多く新鮮味に欠け、最終報告書案の検討においても、各国から既存の文書・成果との重複は避けるべしとの指摘が再三なされた。さらに、各検討項目の最終報告書案の随所に、途上国が例えば森林生物資源や知的所有権のような新しい概念との関連性を持たせる修文案を提案し、先進国がそれを留保するというパターンが繰り返された。またロビーにては「森林（議論）疲れ」（forest (dialogue) fatigue）と皮肉られるような全体的な勢い・関心の低下が看て取れた。

各論

（1）実質的な協議が期待された検討項目Ⅲ（国際的取決め及びメカニズム）に関しては、上述したように、全体会合での各国発言・コメントをベースに事務局がまとめた最終報告書案を再び全体会合で起草していくという形で検討が行われたため、議論の論点や焦点は定まらず空回りするばかりで、実質的な議論が行われることはなかった。わが方からは、第1週より本件に関する実質的な意見交換ができるよう、関心を有する非公式な小グループ設置の重要性を指摘したが、事務局や共同議長は取り敢えず議論の進展を見守るという慎重な対応を取り、全体会合での空回りの議論がそのまま継続された。その後、会議終了2日前の5月12日夜になって、急遽コンタクトグループが設けられたが、同グループに与えられた時間は極めて短く、次回会合までに事務局の行うべき作業についての委任事項（TOR＝Terms of Reference）の議論だけで、実質的検討は次回最終会合へ先送りされた。

（2）全体会合での各国発言中、森林に関する「国際的取り決め及びメカニズム」が新たに必要か否かという点については、以下のように各国間に大きな隔たりがあった。

①IFF貢献会合として、「国際的取り決め及びメカニズムに関する要素や機能に関する専門家会合：コスタリカ・カナダ・イニシアチブ」を主催し、その成果を最大限最終報告書に盛り込みたい条約推進派のカナダやコスタリカ。

②条約には基本的に賛成だが、合意醸成が重要であり、かつ少なくともIFF後に条約交渉と限定しない「森林に関するプラットフォーム」が重要として、今までより柔軟な姿勢を示している欧州連合（EU）。

③法的拘束力を持つ文書については依然としてその必要性につき納得していないが、国際的取決め等の内容が自国の行政制度上、地方公共団体等の権限に新たな規制がかからないものであれば、従来以上に前向きになる可能性を残している慎重派のオーストラリアやニュージーランド。

④議論の場では将来の国際的取決めの展望等にオープンな姿勢を見せつつも、既存の取り決め等の活用が肝要であり、かつ自国の行政制度上、国民に付与されている権利が侵害されるような条約作成に関しては全く受け入れられない反対派の米国や、将来の国際的取決めにより自国の資源活用に関する主権への制約や新たな責務の発生を懸念しつつ、森林生物資源や伝統的知識に関する知的所有権や特許を認めさせようとし、IPF／IFFのような政策対話のみ継続させようとしているブラジル。

一方、わが国からは、「何らかの国際的取決め及びメカニズム」が必要であることと、その何らかの国際的取決め等が目指す内容として、

①各国の政策の中で「持続可能な森林経営」に高い優先度を与えること、

②国際的に共有できる概念や手法の下で効率的・効果的に各国が「国家森林プログラム」の整備・充実を推進すること、

③「持続可能な森林経営」の基準・指標の策定・適用を各国・各プロセスで推進すること、

④「持続可能な森林経営」が行われている森林から生産された木材を貿易の対象とするよう取り組むこと、などを主張した。だが、最終会合で、政府間の政策対話という以上の何らかの高次のコンセンサスの形成は容易でない状況にある。

（3）途上国との関係では、資金問題及び技術移転問題が、次回会合での最終報告書取りまとめの争点となり、途上国は先進国から何らかの譲歩を引き出すことをコンセンサスへの条件として活用するであろう。特に、国際的に「IPF行動提案（加えて取りまとめられるIFF行動提案）を実施していくことが持続可能な森林経営のベースになる」との共通認識があり、途上国はこれら行動提案の実施やモニタリング・評価等において、その実施主体はそれぞれの主権国家であり、かつその実施に際して資金面及び技術面で新たな追加的支援が不可欠であると主張している。森林の多面的価値の評価・認識に関連しては、木材以外の森林生物資源（遺伝資源等）や先住民等の伝統的な森林利用の知識を正しく評価し保全していくことが、森林の減少・劣化を招いている根本原因の一つの解消に繋がるという認識の下、それらに関する知的所有権や特許を認めさせようとする途上国の主張も取りまとめの新たな争点となる。

（4）途上国の中でも森林の被覆率の低い国々（low forest cover countries）（イラン等）が、それらの国における森林の減少・劣化への取組に対する支援を強く求める発言が多く、これに関しても対応が必要となろう。

（5）貿易と環境（持続可能な森林経営）問題については前回会合と同様、米国・カナダ・ニュージーランド・オーストラリア・途上国と、日本・EU等とが対立する構図となった。

①EU、スイス、韓国は、わが国と考えが近く、関税・補助金の削減等の具体的な事項を書き込むことに反対を表明したが、貿易自由化を推進すること自体については抵抗がみられなかった。輸出国側からは国際貿易機関（WTO）次期交渉を有利に進めるためにIFFの議論を活用しようという姿勢が強く感じられた。

②このような中で、米国が、本年のシアトルでのWTO閣僚会合までに貿易自由化の影響を評価することを表明するなど環境NGOの意見を反映する姿勢を見せたことは、前回会合では見られなかった点であるが、わが国等に貿易自由化を強く求める方針に変わりはなかった。米国等の輸出国は、WTO次期交渉関連の議論が今後本格化することもあり、最終報告書の議論を次回会合に先送りした方が輸入国の譲歩を引き出せる可能性が高いと考え、最終報告書中の行動提案に関する議論の先送りを狙ったと推測される。

③全体的には、前回会合では「貿易が持続可能な森林経営に悪影響を及ぼす可能性があり、持続可能な森林経営の達成が阻害されないように貿易の議論を取り進める必要がある」とのわが国の主張を支持する国が少なく、わが国にとって不利な状況のまますべての議論が継続審議となったが、今回会合では少なくとも最終報告書の結論の部分では当方の主張が多く取り入れられた形で次回会合で継続協議することとなった。

ニュース特集

気候変動枠組条約補助機関会合でCOP6へ向けた作業計画策定

――地球温暖化防止のための国際的取り組みの動向――

林野庁研究普及課　赤堀聡之

さる5月31日から6月11日にかけてドイツのボンで、国連気候変動枠組条約の実施を補助する二つの機関、「科学上及び技術上の助言に関する補助機関（SBSTA）」及び「実施に関する補助機関（SBI）」の会合が開催され、わが国からは、外務省、環境庁、通産省、農林水産省、科学技術庁、運輸省から担当官が出席し、交渉にあたった。

以下、温室効果ガス吸収源の取扱いに関する協議を中心に、今次補助機関会合について報告する。

今次補助機関会合の概要

昨年11月に開催された国連気候変動枠組条約第4回締約国会議（COP4）では、吸収源、京都メカニズム等の京都議定書にかかる課題について、第6回締約国会議（COP6、平成12年末）で最終的決定を行うこととされた。このCOP4決定を受け、これまで各課題に関するワークショップの開催や各国意見の提出等が行われており、吸収源に関しても、吸収源の取扱いに関する各国意見の提出、吸収源ワークショップの開催（平成11年4月）、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）吸収源特別報告書の作成（平成12年5月完成予定）等が行われてきたところである。

今次補助機関会合においては、吸収源、京都メカニズム等の課題について、COP5（平成11年10月、ボン）からCOP6に至るより具体的な作業計画が策定された。吸収源に関しては、COP5開催時及びSBSTA12（平成12年6月）以降の2回、IPCC特別報告書を踏まえたワークショップを開催するとともに、政策的・手続的課題等についての各国からの意見提出が行われ、これらを今後の協議に反映させること等が決定された。また、京都メカニズムについては、これまで各国から提出された意見を踏まえつつ、再度各国は意見提出を行い、これを今後の協議に反映させること等が決定された。

吸収源をめぐる協議

（1）COP6に向けての作業計画にかかるSBSTA決議

吸収源については、アンブレラ・グループ（日本、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ノルウェー、アイスランド等、非EU先進国グループ）、EU、及びG77＋中国（途上国グループ）の3グループの代表による吸収源コンタクトグループが設立され、吸収源に関する今次SBSTA決議案の策定に向け協議が行われた。これと並行して、上記三つの各グループにおいてSBSTA決議案の策定に向けての対応が協議され、コンタクトグループに意見や修文案が提出された。

わが国が参加しているアンブレラ・グループでは、COP6における吸収源の取扱いに関する最終的決定に向け、今後とも必要な作業を進めていくべきであるとの観点から、IPCC特別報告書の作成状況を勘案しつつ、各国の意見提出やワークショップ等を盛り込んだ作業計画案を提案した。

EUも、吸収源についての検討を進めるべきであるという観点からは、アンブレラ・グループと近い立場であったが、G77＋中国は、吸収源にかかる実質的な検討は、IPCC吸収源特別報告書の完成を待って行うべきであるとの発言を繰り返した。

最終的には、6月9日に行われた第6回コンタクトグループ会合で吸収源に関するSBSTA決議案について合意に達し、10日に開催されたSBSTA全体会合に提出、了承された。決議の概要は次の通り。

▼吸収源の取扱いにかかる政策的・手続き的課題、各国のデータ・情報の必要性等について各国が意見提出、COP5（平成11年10月）で検討。

▼COP5開催時及びSBSTA12（平成12年6月）とCOP6（平成12年末）の間の2回、ワークショップを開催し、IPCC吸収源特別報告書について検討。

▼COP5において、IPCC特別報告書によって提供される情報の分析の手順やスケジュール等を検討。

（2）木材製品の取扱いについてのニュージーランド提案

ニュージーランドは、これまで木材製品の取扱いに関する検討が不十分であり、IPCC木材製品ワークショップ（平成10年5月、セネガル・ダカール）の結果が協議に反映されていないとし、木材製品の炭素収支上の取扱いを今後検討していく旨、今次SBSTA決議案に盛り込むべきとの意見を表明していた。しかし、アンブレラ・グループの他の参加国を含め、積極的に支持する国はなく、SBSTA決議案にもこの件に関する条項は盛り込まれない形となった。

これを不満としたニュージーランドは、木材製品の取扱いについての独自の決議案を作成し、SBSTA全体会合で提案した。これに対しては、ドイツ（EU代表）及びわが国から、本件は今次会合では十分な協議・意見交換が行われておらず、ニュージーランド提案は時期尚早であること、IPCC木材製品ワークショップについてはSBSTAにおいて正式な報告がなされていないこと、また、COP6までは他に重要な課題が山積しており、本件は現時点では優先課題とは言えない旨主張した。最終的には、本件についてはCOP5において引き続き検討する旨の妥協案を議長が提示し、了承された。

京都メカニズムに関する協議

京都メカニズム（注）については、アンブレラ・グループ、EU、G77＋中国間で協議が紛糾したが、最終的には以下の通り、COP6への作業計画を策定した。

▼京都メカニズムの取扱いについて、これまで各国から提出された意見を踏まえつつ、再度各国より意見提出、COP5で検討。

▼京都メカニズムに関連し、技術移転による人材育成について、COP5で検討。

今後の協議に向けて

今次補助機関会合では、COP6までの作業計画が策定され、各国及び締約国全体として今後必要な作業や検討課題がより明確化された。今後、COP6での決定に向け、各国のデータや情報を踏まえたより具体的な協議に移っていくこととなり、わが国としても関係省庁の協力の下、必要な作業や検討課題について検討していくことが必要である。

このような中、アンブレラ・グループの中に、吸収源担当者による吸収源グループが設置され、密度の高い意見交換が行われたことは、今後の協議がより具体化していくことを暗示するものと言えよう。

また、木材製品の炭素収支上の取扱いについては、今次会合では十分な協議が行われず上述の結果に終わったが、今後検討すべき課題として位置づけられたことから、わが国としても本案件の自国への影響度を分析しつつ、今後の対応を早急に検討していくことが必要である。

（注）京都メカニズムとは、京都議定書で定められた「排出量取引（ET）」「共同実施（JI）」「クリーン開発メカニズム（CDM）」の総称。

●**排出量取引**：排出削減目標を上回って排出削減を達成した先進国が、余剰の達成分を売買等により他の先進国に移転

●**共同実施**：先進国が他の先進国において排出削減又は吸収プロジェクトを実施し、そこで達成される排出削減量又は吸収量を、排出削減目標達成のために利用

●**クリーン開発メカニズム**：先進国が発展途上国において排出削減等のプロジェクトを実施し、そこで達成される排出削減量等を、排出削減目標達成のために利用

気候変動枠組条約締約国会議（COP）

第1回	1995年	ベルリン
第2回	1996年	ジュネーブ
第3回	1997年	京都
第4回	1998年	ブエノスアイレス
第5回	1999年	ボン
第6回	2000年（未定）	

「世界砂漠化・干ばつ対処の日」記念セミナー

わが国は昨年、国連砂漠化対処条約を受諾し、139番目の締約国となった。今後、この問題に対してより積極的な貢献が求められてくるなかで、6月28日、「世界の砂漠化の現状と日本の役割」と題するセミナーが大阪で開かれた。世界砂漠化・干ばつ対処の日（6月17日）を記念し環境庁ほか3団体が主催した。

砂漠化は世界で36億㌶、乾燥地の70%、陸地の4分の1にも及んでおり、その原因は、気候変動に加えて人口増加を背景とした人為的な問題であるとの認識を示し、アフリカや中国で防止活動に取り組んでいるNGOの活動家たちと共に、砂漠化防止における日本の役割を問い直した。

講演「砂漠化対処条約と日本の役割」（三好信俊環境庁地球環境部調整官）、「砂漠化とは何か――科学の目からみた砂漠化のメカニズム」（恒川篤史東大大学院助教授）に続き、現地報告として緑のサヘルの高橋一馬氏がチャドでの、ナイルの会の山田高司氏がルワンダでの取り組みを発表。火の車の財政をやりくりしながらも地道な努力を続けることで、確実に成果を上げつつあるNGOの協力の実態が紹介された。

このあと、先の各氏に高見邦雄氏（緑の地球ネットワーク事務局長）を加えてパネル討論が行われ、国内でもっと砂漠化問題の認識を高めていく必要があること、経済力低下の現状でも国として今すぐ支援できることは多いなどの意見が出された。

タイでの緑化貢献にタイ国王から梅田氏に勲章授与

ブミポン国王の写真の前で勲章を受け取る梅田氏（右はポンポル農業・協同組合大臣）

大阪府の梅田海外造林センター会長の梅田登氏が、過去5年間のタイにおける緑化貢献を称えられ、6月16日、バンコクのタイ林産公社で、タイ国王からの勲章を授与された。授与式には国王の命を受けたポンポル農業・協同組合大臣が出席した。

梅田氏は、タイ林産公社と提携して、1994年から昨年度までに約900㌶の植林を行った。来年度末までにさらに300㌶ほどの植林が終わる予定で、その全期間に投じられた寄付金は、およそ8000万円。焼畑などで荒廃した土地に、チーク、ビルマカリンなどの郷土樹種のほかユーカリ、アカシアの外来早成樹種を植えたが、早いものは今年中にも伐期に達する。伐採・販売による収益は、そのまま次の植林に当てられる。

梅田氏はこのほか、フィリピン、マレーシア、ミャンマーなどでも環境改善を目的に植林活動を行っており、その面積は2500㌶以上。

「地球環境とNPOのこれから」連続講座

昨年12月の特定非営利活動促進法（NPO法）施行を背景に、地球環境とNPO活動の現状と今後について検証する連続講座「地球環境とNPOのこれから」が、7月に5回、東京で開かれた。主催は団塊政策研究ネットワーク（Dネット）、協力は緑の地球ネットワークなど。

各話題は、▽黄土高原緑化に取り組んで▽NPOとこれからの地方環境行政▽黄土高原の歴史と緑化の意義▽国際的緑化プロジェクトとNPO▽環境行政とNPOの役割分担。

この最後のテーマの第5回は、7月23日、講師に小島俊郎環境庁長官官房総務課長を招いて開かれた。講座では、まず今日の環境問題を文明の発展過程の中で捉え、劣化する地球が現実に知覚されるようになってはじめて「地球には限界がある」との認識が広がったこと、循環型社会への移行のためには価値観、制度、技術の3要素が必要でありこと、そのためには「政・官・業」の連携とともに、社会変化の原動力として市民運動の力が不可欠であることが強調された。

フィリピンの山村で地域開発支援

(財)キープ協会

キリスト教の精神で環境教育・国際協力活動

フィリピン・ルソン島のツルガオ村全景

住民へのプロジェクト説明会（村の教会で）

（財）キープ協会は、1948年に設立されたキリスト教系の非営利団体である。キープとは、「Kiyosato Educational Experiment Project＝清里教育実験計画」の略称。青少年教育、国際交流、環境教育などの事業を行っている。

協会は、東京築地の聖路加国際病院の建設に寄与した米国人ポール・ラッシュ博士が1938年（昭和13年）に山梨県清里につくったキリスト教研修施設「清泉寮」を母体に結成された。戦後日本の復興に貢献するため、「食糧」「信仰」「保健」「青年への希望」の理想を掲げ、新しい農村コミュニティーの建設を目指して活動を開始した。

八ヶ岳山麓の清里の広大な敷地に、清泉寮、高冷地実験農場、聖ヨハネ保育園、清里聖アンデレ教会などの施設をもっている。協会の行う公益事業を支援するキープ日本後援会は、現在、会員数約500人。

キープ協会が前述の4つの理想に、環境教育、国際協力を加えたのは80年代である。13年前に開設された環境教育事業「キープ・フォレスターズ・スクール」は、年間十数回の宿泊型環境教育プログラムを実施している。緑豊かな立地条件を生かしたこれらのプログラムは、高校生・一般対象の「エコロジー・キャンプ」、小学生を対象とした夏休みの「おおぞらキャンプ」、間伐や下刈り作業などを体験する「森を育てる週末実習隊」、天然記念物ヤマネについて学ぶ「やまね学校」、環境教育のプロを養成する「環境教育指導者養成セミナー」など。

国際協力は、フィリピンのルソン島北部の山岳地帯カリンガ州ツルガオ・ダナナオ地区の3村を対象に、1988年から農村開発のための支援に取り組んでいる。支援事業は、キープ協会とフィリピン聖公会、キープアメリカ後援会（資金援助）の協同事業。同地区は、フィリピンの少数民族であるカリンガ族300世帯、約2000人が住む貧しい寒村で、送電網も届かない地域である。住民は農業を生業としているが、生活水準は低く、食糧の蓄えがなくなる3月から5月には、出稼ぎに出なければならい。

キープ協会が同地で行ってきた支援の内容は、上水道整備、多目的施設の建設、簡易診療所の開設、保健衛生指導、日本米稲作の普及、農業セミナーの開催、奨学金の支給など。3年前に開始した30キロワットの小規模水力発電所の建設プロジェクトは、今年4月に発電設備が完工し、街灯など一部に送電が開始された。村中の配線工事が整って全戸に電灯が点るのは、今年11月の予定である。

同プロジェクトの延長上にあるのが、水力発電に必要な水源涵養の森づくり。地域は標高600～2300㍍の急峻な山岳地帯だが、伐採による森林破壊が進んでおり、地滑りなどの災害防止の面からも植林が望まれている。予備調査による植林対象範囲は400㌶という。

キープ協会では、緑の募金の助成を得て、昨年4月から植林活動に乗り出した。1年目の実験的段階から、今年は組織づくりや作業計画の策定、研修・訓練などを手始めに、種苗の収集・播種など実際的な作業の開始も目指す。種苗購入による2㌶の植林も来年6月までに達成したいという。支援の目的はあくまで自助努力の促進であり、住民中心の本格的な植林事業を目指している。

◆

財団法人キープ協会
〒407-0301　山梨県北巨摩郡高根町清里3545
電　話：0551-48-2114
FAX：0551-48-3575
http://www.keep.or.jp

ワールドレポート

●パラグアイ●森林の減少と回復への取り組み

林野庁管理課監査室　阿久津雄三

開墾地からの製材原木の搬出

社会経済の発展と森林の減少

パラグアイは、ブラジル、アルゼンチン、ボリビアと国境を接する南米の内陸国である。国土面積は日本の1・1倍にあたる40万7000平方キロメートル、人口520万人の小国である。16世紀にスペイン人が植民して以来450年を超える歴史を持ち、牧畜を含む農業が建国以来、同国の基幹産業の座を占めている。農業生産の拡大が国の経済発展と同義で語られるパラグアイで、大豆生産を軌道に乗せた日本人移住者への評価は高く、南米一の親日国と自他ともに認めている国でもある。

一方、農業生産の拡大は、無尽蔵に賦存すると思われていた天然林の開発を通して実現されてきた。とくに同国人口の98%が居住する東部地域（パラグアイ河以東地域、面積16万3000平方キロメートル）では、開発手段が近代化された1960年以降、毎年20万　ほどの天然林が放牧地や農耕地として開墾され、1945年に55%だった森林率が、最近では10%にまで低下したといわれている。

森林の減少に伴い、パラグアイでも国土の保水機能の低下や農耕地からの表土の流出、河川の赤濁、微気象の変化等さまざまな弊害が顕在化しつつある。とくに森林資源の減少は、生活燃料や工業燃料を薪に頼る同国で薪炭材の不足を深刻化させており、地方での雇用の場を提供してきた木材産業にも、原木確保の困難さをもたらしている。

森林の保全・回復への対策

森林の急激な減少に対し、パラグアイ政府は、基幹産業である農業を豊かな自然にこそ立脚し得る産業として位置付け、そのために森林資源の保全と回復を同国の重要課題とした。しかし、政府が森林・林業問題に体系的に取り組み始めたのは、1973年の森林法（法律422号）公布以来で、わずか25年ほど前のことである。

森林法の公布とともに、森林・林業問題の所管官庁として農牧省の下に設置された林野庁は、森林所有者の土地利用や商業的伐採の規制等を通し既存天然林の保全を図ること、さらに森林資源の早期回復を目的に外来早成樹種の植林を促進することを柱とした施策を展開してきた。

しかし、パラグアイの国土は私的所有に帰していること、政府の財政基盤の弱さ、所管官庁の執行能力の不足等を背景に、天然林の保全対策は今日まで見るべき成果を挙げられないでいる。

一方、植林による森林回復の対策では、植林投資に対する税制上の優遇措置、植林資金の助成措置等の効果もあり、この25年間に約2万ヘクタールの植林面積を確保した。しかし、同国で唯一農林業の教育・研究を行うアスンシオン大学が提言したパラグアイで必要な森林回復面積200万ヘクタール～300万ヘクタールという数字に照らし合わせると、その100～200分の1を充足したに過ぎない。

植林への取り組み

パラグアイの平均気温は摂氏21度～23度、年間降水量は1300ミリ～2500ミリ（東部地域）、地形は波状を呈した平坦地で植林にはきわめて適している。肥沃といわれるテーラロッサ土壌地帯では、ユーカリ・グランデスの10年生で300立方トン、エリオッティマツ25年生で500立方トン程度の成長が期待できる。また、ヘクタール当たりの植林コストは1000ドル前後と見積もられており、伐期25年でマツ類の植林投資に対する期待利率は、10～12%程度が見積もられる。

開墾地

植林に有利な条件を有するパラグアイでその促進を図るため、現在もさまざまな取り組みがなされている。林野庁は、資金の助成を通して40万ヘクタールの植林地の確保を図るべく、1996年に造林促進法（法律536号）を成立させている。また、政府の施策を支援すべく、ドイツやヨーロッパ連合が林業教育や住民林業等の分野で協力しているし、日本も国際協力事業団（JICA）を通した協力により植林技術の開発や造林普及の分野で支援を行っている。さらに、最近では植林分野でのNGOの活動も活発になっている。

植林地の下刈り

これらの取り組みが森林状況の改善に果たす役割はきわめて大きいとされているが、パラグアイは官民ともに資金事情が厳しく、必要な植林資金を国内だけで調達するのが困難な状況にあるのも実態である。

パラグアイでは現在、官民挙げて植林分野への海外資金の呼びかけに努力しており、その先鞭をつけて国際石油資本の植林も開始された。

植林に関心のある日本の企業も、投資先としてパラグアイを考慮してみたらいかがだろうか。

17年生のテーダマツ

Green Earth 講座

1997～1998年における世界の森林状況

森林の環境保全的役割への認識が増大

＜SOFO1999（FAO発表の世界森林白書）から抄訳＞

国連食糧農業機関（FAO）からこのほど、1999年版世界森林白書（SOFO＝State of the World's Forests 1999・英語版・全155頁）が発表された。本書は、「森林の保全の状況と今後の予測」、「政策・施策・制度」「森林に関する国際的な取り組み」「世界の地域経済域別にみる森林・林業」の各章に分かれ、この2年間を中心とした近年の世界の森林の状況と変化、森林経営の進展、森林の役割についての諸問題や傾向などについて論じている。ただ、世界の森林面積など資源データについては、基本的にSOFO97データを踏襲し、大きく異なった記述はみられない。

本誌では、本白書の前書きに記された全体の「概要」を、編集部仮訳として、2回に分けて紹介する。（本誌編集部）

◆

「世界森林白書（SOFO）」は、森林についての最新の信頼すべき政策参考情報を、世界各国の政策当事者、林業専門家、自然資源管理者、研究者、林産業関係者および一般に提供することを目的に、国連食糧農業機関（FAO）により2年毎に発表されるものである。

その第3回目となるSOFO1999では、世界の森林の状況と変化のほか、最近の政策・制度上の進展、および森林・林業部門に及ぼす外的影響について検討を行っている。今回主に取り扱ったのは、1997年から1998年の間にみられた顕著な出来事や進展のほか、論議に上っているいくつかの問題である。

対象となるこの2年間は、次の諸点で波乱の時期を画した。すなわち、地球規模での記録的な高温、大洪水・大干ばつ、広範囲に蔓延した森林火災と着氷性の大嵐、アジア経済危機により引き起こされた急激な世界経済の混乱などである。こうした気候上、経済上の現象は、森林にも大きな衝撃を与えた。

一方、森林・林業部門内の進展によりもたらされた著しい変化もある。政策当事者や森林管理者は、国家の優先政策の変更に森林面から応えつつあるとともに、1992年に開かれた国連環境開発会議を機に継続的に検討が進められてきた持続可能な森林経営を目指した国際的な責任を自覚しつつある。森林経営に向けたより広範な取り組みが、社会的、経済的あるいは環境配慮的な目的と均衡をとりながら探求されている。森林関連の利害関係についても、より幅広い領域が考慮の対象となるとともに、森林計画・経営への地域社会の直接参加が一層進んでいる。

こうした今日の森林・林業に関する国際的な状況の変化の把握は、世界各地域からの情報の充実によってその的確性を増大している。

森林面積と森林の状態の変化

最新のデータが示す世界の森林面積（天然林および人工林）は、1995年時点で34億5400万㌶である。1990年から1995年の5年間に、世界全体で5630万㌶の森林が減少しており、その内訳をみると、開発途上国で6510万㌶減少し、先進国では880万㌶増加している。森林面積の変移の主な要因は、途上国における森林の、農地あるいは大規模な社会基盤開発への転換と、先進国における遊耕地活用の森林造成などが挙げられる。

森林荒廃の原因は、用材や薪炭材の過剰な収穫、過放牧、火災、病虫害、暴風雨、空気汚染などさまざまあるが、このうち森林火災については、97年～98年の時期もっとも顕著であった。これは近年最悪の森林火災で、数百万㌶の森林が焼失した。国家災害緊急令が発布され、事態対処のために国家・国際的な動員による救援手段が取られた。ブラジル、インドネシア、メキシコ、ロシアで広大な面積の森林が焼失した。その正確な数字はいまだ明らかではないが、推測では、インドネシアで97年だけで200万㌶、98年はおそらくそれ以上の数字になり、ブラジル、ロシアでは98年にそれぞれ200万㌶が被災した。例年になく強いエルニーニョ現象と結びついた異常乾燥が、火災の発生頻度、規模、強度、燃焼期間の増大の一因となった一方で、主に農林業分野で行われている土地利用慣行が、多くの火災の場合の元凶であったことは明らかである。今回の大火災は、国家・国際レベルの関係機関に、将来的な森林火災を予防・制御するための適切な政策措置や実施方策を促す契機となった。

森林経営における傾向

この10年間、多くの国々で森林経営の目的、経営慣行、経営管理者自身にめざましい変化が見られた。環境上の価値に対する評価の増大によって、保護領域システム（林地を含む）はこの数年、いくつかの国で大きく広がった。天然林の多目的経営により重点が置かれ、環境保全への配慮が高まることによって、いくつかの地域で伐採の度合いが緩やかになり、経営慣行に変化がみられるようになった。数ヵ国では天然林伐採禁止令が公布されるに至っている。また、環境保護や生物多様性保全、リクレーションといった目的への天然林の活用がより声高に叫ばれるようになったことから、いくつかの国では人工林や木材代替資源への依存が増大している。

生産林経営を改善する努力には、育林面の改善や、環境に配慮した木材収穫方法の採用などがある。ヨーロッパや北米では、森林経営のための実施ガイドラインや行動規範が適用されつつある。北米の温帯林・寒帯林や、熱帯林を対象とした新しい育林システムが開発されてきた。また注目すべきは、最近、アジア太平洋地域で熱帯林を対象とした伐採のための行動規範とガイドラインが起草されたことである。

森林所有権のパターンの変容や、地域主体型の森林経営に対する支援の増大、森林経営への民間部門の参加拡大などは、森林はどのように、また誰によって経営されるのかといった命題に影響を及ぼしてきた。

さまざまな国における地域主体の森林経営確立に向けての変化には、次の諸点がある。

▼森林経営を地域共同体あるいは利用者団体に移譲する新メカニズムの増加

▼地元住民の歴史的な土地所有権主張に対する認知の増大

▼元の所有者である共同体や個人への土地（森林を含む）の回復

森林の社会的・環境保全的役割

森林が社会全体や環境保全に果たす役割には、気候変動の緩和、水土保全、農業への貢献、生物多様性の保全、都市とその周辺の生活環境の改善、自然・文化遺産の保護、雇用創出、リクレーション機会の提供など数多いが、その事実に対する認識は一層高まりつつある。

樹木や森林のこうした重要な役割がますます強調されるようになるにしたがい、山岳や乾燥地、島しょ諸国などのような微妙な生態系にある森林や、森林被覆率の低い国々の森林に対し、より多くの注意が向けられるようになった。こうした森林の場合、木材の面からみるとその価値は相対的に低いとはいえ、社会的・環境保全的観点における重要な役割については、管理上の判断を下す場合にますます認識されるようになってきた。森林の水源涵養の役割については、水資源問題への国際的な関心が高まるにつれ、ますます注目を集めることになるだろう。

気候変動緩和における森林の役割については、1997年の気候変動枠組条約京都議定書の採択と、それに続く1998年11月、アルゼンチンのブエノスアイレスでの第4回締約国会議での討議により、その重要性が一躍脚光を浴びることになった。京都議定書は、工業先進国に法的拘束力の伴う温室効果ガス排出削減義務を課すと同時に、その約束義務達成のために一定の土地利用変化および林業活動などの貢献を認めるものである。すなわち、森林についていえば、議定書は、工業先進国に対し、炭素貯蔵を増大かつ／あるいは炭素排出を抑制・削減する林業活動を自国および他国において押し進めていくのを促す意義をもっている。京都議定書は、その詳細において明確な取り決めがなされなければならない箇所も多く残っているが、批准された暁には、林業への投資の可能性を提供するものとなろう。

（つづく）

◆

編集部注：次号の＜その2＞では、「林産物」「森林の政策・法・制度的枠組み」「森林関連情報充実への取り組み強化」「森林に関する国際的なイニシアティブ」の項を掲載します。

センターの活動

熱帯林放棄バイオマス再資源化支援調査委員会を開催

本年度から平成15年度までの5ヵ年事業として新たに取り組むことになった「熱帯林放棄バイオマス再資源化支援調査」では、林地残材や工場廃材の実態調査、新たな用途開発についての調査、調査結果の普及・定着のための支援などを行います。

その第1回委員会を6月9日に開催し、調査事業全体ならびに平成11年度の事業実施について意見交換を行いました。続いて7月6日に開かれた第2回委員会では、同事業実施に関し、さらに内容の詰めを行ないました。

国際民間協力の森造成促進部会を開催

世界緑化民間活動支援事業の一環としての国際民間協力の森造成促進事業の部会を6月10日に開催し、平成10年度の事業実行結果、ならびに11年度の実行計画などについて意見交換を行いました。

みどりのNGO活動の助成対象を内定

熱帯林の保全・造成などを行っている林業NGOを対象として当センターが実施する本年度の助成について、6月11日、審査委員会で検討の結果、以下の事業への助成を内定しました。

◇

〈国際NGO連携強化〉

NGOが国際機関等と連携して熱帯林の保全・造成を推進するために、海外の会議などに参加する費用を助成するものです。

▼(財)国際マングローブ生態系協会
マングローブ国際情報システム構築化事業・第2回ワークショップ（於インドネシア）

▼マングローブ植林行動計画
第6回学術会議「マングローブ域の生物多様性とその持続的利用と管理」（於ベトナム）

◇

〈緑化プロジェクト形成調査〉

NGOが熱帯林造成等のプロジェクトを計画するために必要な調査費用を助成するものです。

▼アフリカ地域開発市民の会
ケニア共和国東部州ムインギ県ヌー郡における環境保全事業実施可能性調査

▼(財)オイスカ
タイ新規マングローブ植林プロジェクト形成調査

▼観照会国際ボランティア協会
椰子殻炭による土地改良・水質改良による社会林業植林計画（フィリピン）

▼国際炭やき協力会
インドネシア国西カリマンタン州におけるマングローブ林保全・再生のためのプロジェクト形成調査

▼日本国際ボランティアセンター
エチオピア国における学校教育を通じた緑化活動と環境教育普及のためのプロジェクト形成調査

▼日本・ブラジルネットワーク
エクアドル国インバブラ州コタカチ郡インタグ地方における土壌保全のための緑化活動に関するプロジェクト形成調査

▼マングローブ植林行動計画
マングローブ植林における社会林業プロジェクト形成調査（ミャンマー）

▼マングローブ植林大作戦連絡協議会
タイにおける土地制度（所有権・利用権・賃貸権）と自然環境保全プロジェクト

◇

〈カウンターパート受け入れ研修〉

NGOが現地のカウンターパートを受け入れて日本国内で行う研修を支援するものです。

▼(財)オイスカ
平成11年度林業短期研修

▼沙漠植林ボランティア協会
ホルチン沙漠マンハン地方植林隊指導者研修

▼緑の地球ネットワーク
中国大同市のカウンターパート技術者の訪日研修

▼地球緑化センター
中国長江上流域緑化受入研修

◇

〈プロジェクト現地技術指導〉

該当なし。

天然林の択伐施業規準に関する調査委員会を開催

標記委員会を6月14日に開催し、平成10年度の事業実行結果、11年度の実行計画などについて意見の交換を行いました。

多様化森林造成技術開発調査委員会を開催

標記委員会を6月17日に開催し、平成10年度の事業実行結果、11年度の実行計画などについて意見の交換を行いました。

世界緑化民間活動支援事業運営委員会を開催

世界緑化民間活動支援事業運営委員会（緑化普及・人材育成部会、国際民間協力の森造成促進部会、NGO活動促進部会の3部会で構成）を、6月17日に開きました。すでに開催済みの2部会の結果を踏まえつつ、平成10年度の事業実行結果、11年度の事業計画について意見交換を行いました。

役員改選のための評議員会、理事会を開催

当センター第5期の役員選出のための評議員会および理事会を7月21日、ホテル・エドモントにおいて開催し、評議員22名、理事19名、監事2名を決定しました。新会長には舟橋彪理事が選任され、秋山智英理事長、山口夏郎専務理事は再任されました。また、向坊隆前会長、片山正英前理事、神足勝浩前理事は、名誉顧問に就任されました。なお、役員の任期は2年です。

「日本・ベトナム友好の森林」の現地発足式典を挙行

ベトナムのキャトバ国立公園内の友好の森林造成プロジェクト現地において、7月27日、ベトナム国農業・地方開発省副大臣、同省森林開発局長はじめ関係者、在ベトナム日本大使館、地元住民代表、協賛日本企業代表、それに秋山理事長はじめ国際緑化推進センター関係者など多数の参加を得て、プロジェクト発足を祝う式典を盛大に開きました。

基金へのご協力

次の団体等からご寄付いただきました。寄せられました浄財は、熱帯地域の森林造成などに役立ててまいります。

その他の情報

◆板橋区立熱帯環境植物館（林専一朗館長）より、2万824円のご寄付

◆（株）東京木工所（谷口政幸社長）より、45万円のご寄付

★マングローブ植林大作戦連絡協議会、11月にタイへ植林ボランティア派遣

NGO「マングローブ植林大作戦連絡協議会」では、タイのパンガ州で植林を行う「マングローブ植林大作戦99」の参加者を募集しています。タイへの植林ボランティア派遣は同協議会が毎年行っているもので、多数の地元住民と協力して木を植えます。

日程：11月25日(木)～11月30日(火)
費用：11万円前後（予定）
定員：80名
募集期間：8月1日～9月30日（ただし定員になり次第、締切）
行先：タイ国パンガ州タクア・ツン地区

お問い合せ・お申し込みは以下まで。

◆マングローブ植林大作戦連絡協議会
〒114-0022 東京都北区王子本町1-25-16 豊コーポ201
電話・FAX 03-5993-8067
Eメール mangrove@alles.or.jp

★『図説―木のすべて』、大日本図書から出版

『図説―木のすべて』（小澤普照監修、全5巻、大日本図書刊、各巻2800円＋税）が、このほど出版されました。各巻の題名は次のとおりです。

第1巻＝さまざまな木のすがた
第2巻＝木と人間の歴史
第3巻＝現代における木の利用
第4巻＝森ができるまで
第5巻＝人間を生かす森

●訂正とお詫び

前号46号で次の2箇所の間違いがありました。訂正してお詫びします。

☆2頁最下段、ニュース最後から4行目「サラハ砂漠」→「ハラサ砂漠」
☆6頁3段目右から16行目「オタカラウ」→「オタカラコウ」

緑の地球
第9巻第4号（隔月発行）
平成11年7月30日発行
編集／緑の地球編集委員会　〒112-0004 東京都文京区後楽1―7―12 林友ビル3階
発行／(財)国際緑化推進センター　電話03(5689)3450　FAX03(5689)3360

個人、法人の賛助会員を募ります

かけがえのない地球を「緑豊かな地球」として未来に引き継いでいく――私どもの活動に積極的にご参加ください。

◆会　費：個人　1口　10,000円（毎年度）
　　法人　1口　100,000円（毎年度）

◆資　格：個人、法人、法人以外の団体および地方公共団体

◆会員へのサービス
会員は、国際林業協力を推進するための情報提供、当センターが発行する出版物、および各種のサービスを受けることができます。

◆入会のお申込み先
〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-12林友ビル
財団法人 国際緑化推進センター
電話／03-5689-3450　FAX／03-5689-3360

◆会費ご送金の方法
下記の銀行口座へお振込みください。
東京三菱銀行 春日町支店／普通口座 0496575
(財)国際緑化推進センター
理事長　秋山　智英

熱帯林は毎年1291万ヘクタール減少しています。いま、世界中の人たちが力を合わせ、熱帯林の保全と造成に取り組むことが緊急に必要です。

財団法人国際緑化推進センターは、「熱帯林が提供する豊かな効用を未来にわたり持続的に享受していこう」との理念のもとに、熱帯林の保全・造成をはじめ国際緑化推進のため次のような事業に取り組んでいます。

- ●これからの国際林業協力を担う人材の育成と確保
- ●海外の森林、林業などに関する技術・情報の収集・提供
- ●NGO・民間団体などが行なう国際林業協力活動に対する支援
- ●国際緑化に関する普及啓発および国際林業に携わる人たちの交流活動の推進
- ●海外での植樹活動についてのご相談、ご協力

これら国際緑化推進センターの事業へ、国民の皆様、民間団体、企業などのご協力をお願いしています。

財団法人
国際緑化推進センター
〒112-0004　東京都文京区後楽 1-7-12 林友ビル
電話：03-5689-3450　FAX：03-5689-3360　E-mail：jifpro@pc.highway.ne.jp